

はじめに

(1) このマニュアルがめざすもの

このマニュアルは 世田谷区自立支援協議会 運営会議のワーキンググループメンバーが中心となって作成した「計画相談マニュアル」Version2.1 です。

この冊子は、障害者総合支援法の相談支援専門員初任者研修を修了した人が、業務を始める際に手に取り、業務上の実務に役立ててもらうことを目的としています。相談支援専門員同士、あるいは相談支援専門員と自治体（世田谷区）職員とで、実務や情報をお互いに確認する際にもご活用ください。

Version2.0 では、障害のある方のライフステージに対応する考え方を盛り込みましたが、平成30年（2018年）4月の制度改正内容を反映させることができませんでした。今回のVersion2.1 では、改正後のサービス報酬や加算について概要を掲載しています。

* この冊子での表記について

世田谷区に特有の事務処理について。計画相談の事務処理方法は、厚生労働省による「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」が基本です。ただし、実務面において一部を省略するなどの対応については自治体により若干異なります。この冊子では、世田谷区に特有の事務処理については、できる限り「世田谷区では」「区保健福祉課では」と表記するよう努めています。

文中の下線について。冊子の中で、参考として法律条文や厚生労働省の通知等の抜粋を掲載していますが、読者に理解を深めてもらうため、原文にはない下線を引いている場合があります。

計画相談に関する表記について。「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の両方を併せて示す場合に、「サービス等利用計画等」あるいは「利用計画」と記載しています。

(2) 相談支援専門員とは

障害者総合支援に基づく相談支援専門員は、障害のある方や障害児及び保護者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

出典 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）

あると便利なもの

相談支援業務に携わる中で、持っている则便利なものがありますので、ご紹介します。

【事務所にあるといいもの】

- ・障害者のしおり
- ・せたがや便利帳
- ・ハートページ（介護保険事業者ガイドブック）
- ・せたがやシルバー情報
- ・計画相談マニュアル（もちろん！）

【訪問カバンに入れておく则いいもの】

- ・筆記具、ノート
- ・名刺（相談支援専門員番号を入れる。）
- ・カーボン紙
- ・押印用の朱肉
- ・自分の印鑑
- ・世田谷区地図
又は 世田谷区サイクルマップ
（交通安全自転車課作成）
- ・マスク、スリッパ（必要に応じて）
- ・ディスポ（使い捨て）手袋

(3) 基本理念

世田谷区においては「せたがやノーマライゼーションプラン」が策定されており、計画相談においても、その基本理念に沿った取り組みが期待されます。

1 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方

ノーマライゼーションの考え方は、バンク・ミケルセンが、デンマークで「1958年法」という法律を作り、入所施設で暮らす知的障害者の地域での生活を作ろうとしたことから始まります。

ノーマライゼーションを直訳すると、「普通にすること」となります。ですから、障害者が頑張って、「普通の人に近づくこと」と思われがちです。しかし、ミケルセンは次のように主張しています。「ノーマライゼーションは、ハンディキャップをもつ人を『ノーマルな人』にすることを意味しているではありません。その人たちをまるごと受け入れて、ノーマルな生活条件を提供することです。」すなわち、社会のあり方を改めることが必要だと強調したのです。

そして、社会から排除されがちなのは、障害者だけではありません。特別養護老人ホームに入るお年寄り、虐待された子どもや、外国から来た人も地域に馴染めません。そこで、今ではこのような全ての人を、必要な支援を提供しながら、地域に包み込む、という考え方にノーマライゼーションも発展しています。ノーマライゼーションは、地域のあり方を、全ての人々に問いかけているのです。

(世田谷区障害者施策推進協議会 部会長 石渡 和実 氏)

基本理念

障害の有無に関わらず、誰もが
住み慣れた地域で自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現

出典 せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害者計画 (平成27(2015)年度～平成32(2020)年度) 第5期世田谷区障害福祉計画(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

2 ベンクト・ニリエのノーマライゼーション 8 原則

相談支援専門員が週間計画表を作成する際には、ベンクト・ニリエの 8 原則が参考になると考え引用します。

「ノーマライゼーションの原理とは、生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近い、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、すべての知的障害や他の障害をもっている人々に適した形で、正しく適用することを意味する。」

ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること

ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること

ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと

ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること

ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

「再考・ノーマライゼーションの原理—その広がりと現代的意義」

Nirje, Bengt Normaliseringsprincipen 20081215 ハンソン友子、現代書館 を参考とした。

3 相談支援専門員の理念と役割

相談支援専門員の基本理念は、「すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者（障害者本人及び家族）との信頼関係を築き、人権と社会正義を実践の根底に置くこと」である。

上記の理念に基づき相談支援専門員は、本人の意向やニーズを聴き取り、必要に応じて本人中心支援計画およびサービス利用計画の策定にかかる支援を行う。具体的には、本人のニーズを満たすために制度に基づく支援に結びつけるだけでなく、制度に基づかない支援を含む福祉に限らない教育、医療、労働、経済保障、住宅制度等々あらゆる資源の動員を図る努力をする。また、資源の不足などについて、その解決に向けて活動することも重要である。

出典 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言 - 新法の制定を目指して -
平成 23(2011)年 8 月 30 日 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

コラム

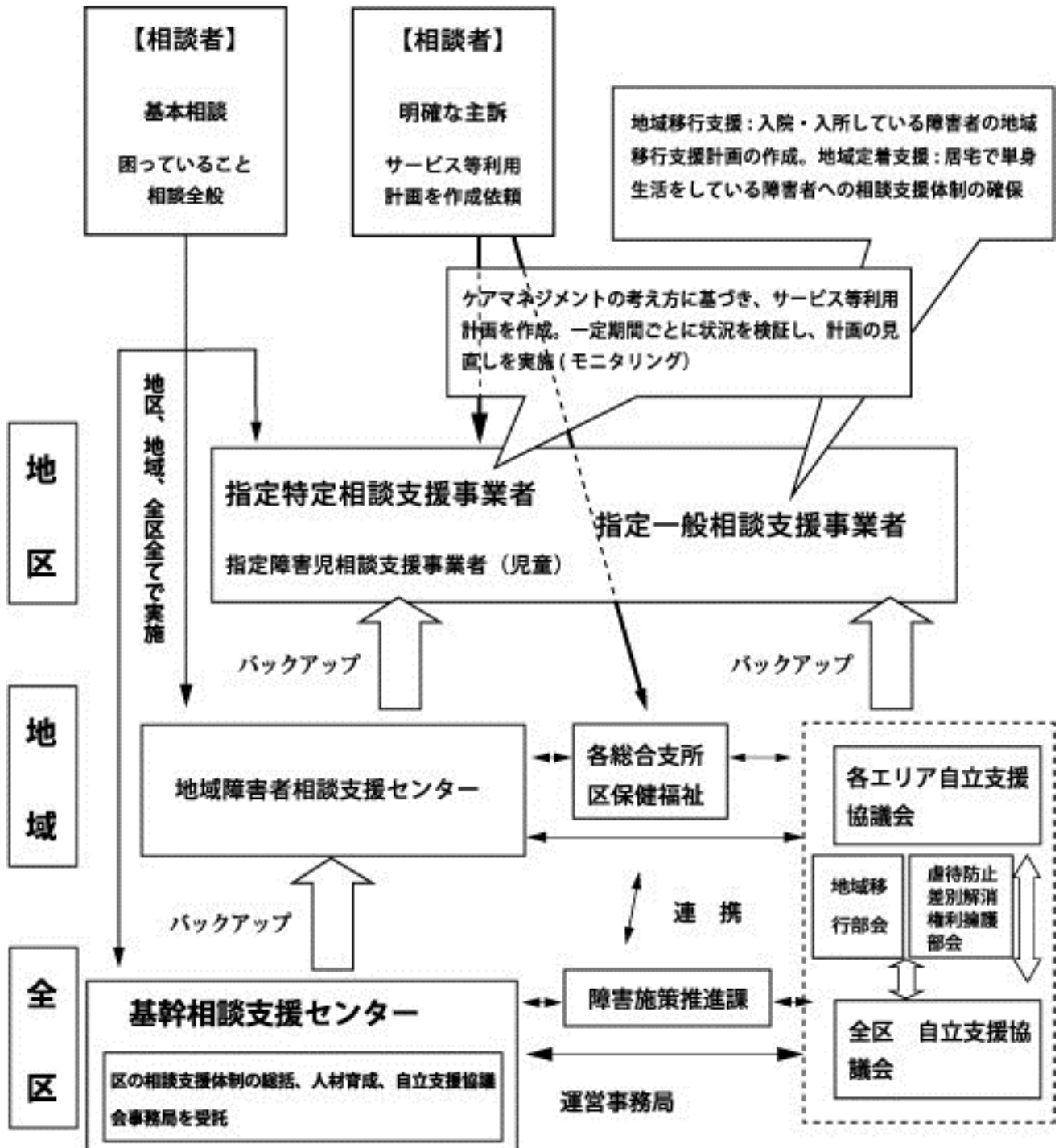
成年後見を利用している方の サービス等利用計画を作成するとき

成年後見を利用している方の場合、契約は後見人で行い、サービス等利用計画のサインも後見人と同席の上で行います。モニタリング時も後見人に出席してもらって行います。

各サービス事業所が作成する法定代理受領通知書などの書類も後見人へ送付するよう調整します。親族後見人の場合には、関係機関もしっかり把握していないことがあるので、初回面談時に後見利用の確認を行います。

(4) 世田谷区における相談支援の連携

イメージ図



* 地域障害者相談支援センターはサービス等利用計画の作成は行いません。

基幹相談支援センターと地域障害者相談支援センター

基幹相談支援センターは、世田谷区立総合福祉センター内に設置され、障害のある方の基本相談、相談支援体制の連携強化、人材育成、世田谷区自立支援協議会の事務局運営などを行っています。なお、基幹相談支援センターは平成31年4月から梅ヶ丘拠点民間施設棟の「東京リハビリテーションセンター世田谷」に設置されます。

地域障害者相談支援センターは、区内5地域にあり、障害のある方の基本相談、相談支援事業者の支援やサービス提供事業所等との連携、障害のある方の権利擁護や虐待防止などの機能を担っています。

地域障害者相談支援センターとの連携

地域障害者相談支援センターは、上記のように基本相談と相談支援事業者への支援機能の両面を持っていますので、相談支援事業者との連携が可能です。

例えば、障害のある方と要介護の高齢者とが暮らしている2人世帯の場合に、利用者アセスメントやニーズの整理、支援体制の構築が難しく、基本相談の機能部分がとても大きくなる場合があります。こうした場合に、地域障害者相談支援センターは相談支援事業者と一緒に利用者支援にあたっていくことができます。

名称	所在地	電話・FAX
世田谷地域障害者相談支援センター	世田谷区下馬 3-22-13 丸伝ビル 2階	TEL03-6804-0405 FAX03-6383-2156
北沢地域障害者相談支援センター	世田谷区松原 3-40-7 パインフィールド 201	TEL03-6379-0262 FAX03-3325-9519
玉川地域障害者相談支援センター	世田谷区中町 2-17-21 なかまっち内	TEL03-6411-6590 FAX03-5707-2828
砧地域障害者相談支援センター	<平成30年度まで> 世田谷区祖師谷 3-1-3 すきっぷ分室そしがや内	TEL03-6411-8953 FAX03-6411-8954
	<平成31年度から> 世田谷区祖師谷 3-21-1 祖 師谷ふれあいセンター内 3 階	TEL03-6411-5680 FAX03-6411-4150
烏山地域障害者相談支援センター	<平成30年度まで> 世田谷区南烏山 4-7-13 吉村屋ビル 101	TEL03-6909-1743 FAX03-6909-1741
	<平成31年度から> 世田谷区南烏山 1-13-16	TEL03-5357-8760 FAX03-5357-8761

世田谷区基幹相談支援センター	<平成30年度まで> 世田谷区松原 6-41-7 総合福祉センター内	TEL03-5376-3415 FAX03-5376-3418
	<平成31年度> 世田谷区松原 6-37-1 東京 リハビリテーションセンター 世田谷内	TEL03-6379-0427

世田谷区の担当部署

障害者差別に関する相談

区の事業に関する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供については、事業を担当する各課にお問合せください。国や都、民間の事業について、また、障害者差別解消法に関する全般的な事項については、障害施策推進課にお問合せください。

名称	所在地	電話・FAX
世田谷区 障害福祉担当部 障害施策推進課	世田谷区役所 第2庁舎1階	03-5432-2424 03-5432-3021

各地域の保健福祉課（障害支援担当）

主な業務内容は、身体障害者手帳や愛の手帳に関すること。発達障害に関すること。障害者総合支援法サービスや児童通所の利用に関すること。障害者虐待に関する相談など。

障害サービス事業所や児童通所等での苦情や事故で、利用者個人が特定できる場合には、本人の住所地を管轄する保健福祉課に報告します。

名称	所在地	電話・FAX
世田谷総合支所 保健福祉センター保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33 世田谷区役所第3庁舎2階	03-5432-2865 03-5432-3049
北沢総合支所 保健福祉センター保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール内 10階	03-6804-8727 03-6804-8813
玉川総合支所 保健福祉センター保健福祉課	世田谷区玉川 1-20-21 玉川総合支所二子玉川庁舎	03-3702-2092 03-5707-2661
砧総合支所 保健福祉センター保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1 砧総合支所1階	03-3482-8198 03-3482-1796
烏山総合支所 保健福祉センター保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14 烏山総合支所3階	03-3326-6115 03-3326-6154

所在地は平成31年1月時点

玉川総合支所保健福祉課は平成32年5月頃に移転予定（現在は仮設庁舎）

(5) 地域包括ケアの地区展開

相談支援専門員は、障害のある方の相談支援にあたり、地域包括ケアの視点を持ちながら、区民に身近な地区で相談にのる様々な機関と連携・協力していくことが期待されます。

地域包括ケアシステムとは

国（厚生労働省）は、2025年（平成37年）を目途に、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムにおいては、医療（在宅医療等）、介護（介護保険サービス等）、予防（介護予防や健康づくり等）、住まい（生活の基盤として必要な住まいの整備）、生活支援（見守りやサロン活動、配食サービス、権利擁護等）が、**日常生活の場で一体に提供されることを目指しています。**

このシステムは、各自治体が自主性や主体性を持って、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

世田谷区の目指す地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの対象

区は、これまで「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、公的サービスの充実とともに、支えあい活動等の区民や地域の活動団体等と協働した多様な取組みを進めてきました。平成26年3月には、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（以下総合計画という）を策定し、地域包括ケアシステムの対象は高齢者だけではなく、**障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者**など対象を広く捉えて推進するとしました。

地域包括ケアシステムは、支援を必要とする人だけのものではありません。高齢者や障害者は、サービスの受け手として捉えるだけでなく、自らが主体的に参加し、生きがいを持って、その力を活かせるような地域社会の環境づくりを進めます。また、元気な高齢者をはじめ、学生や働いている人、主婦、シニア世代など幅広い区民参加のもとで地域包括ケアシステムを推進します。

多様なサービスや基盤の創出

国は、地域包括ケアシステムにおいて、要介護高齢者の地域生活を支える要素として、医療 介護 予防 住まい 生活支援の5つを挙げています。誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、こうした多様なサービスや基盤が必要であり、公的サービスとともに、区民や地域の活動団体等との連携・協働による**新たなサービスや基盤を創出**します。

公的サービスの基盤整備については、総合計画において方向性を定めるとともに、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、ノーマライゼーションプラン、第5期障害福祉計画、子ども計画（第2期）等の個別計画において計画的に推進します。また、医療連携の取組みをさらに推進し、身近な地区において、**医療と介護・福祉サービス等が一体的に提供**できる仕組みづくりを進めます。

相談支援の充実と区民等の参加促進

支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、子育て、障害、経済的な課題等の複合化した問題を抱える人に対して、縦割りでなく、**総合的な支援**ができる仕組みづくりを進めます。

地域の課題を地域の力で解決できるよう、**相談支援の中から地域の課題を把握**し、区民や地域の活動団体、事業者、NPO等との連携・協働やマッチング（横つなぎ、組み合わせ）による新たなサービス等の創出を進めます。

地域包括ケアシステムの構築

包括的・継続的なケアマネジメントにより、公的サービスをはじめ、地域の人材社会資源を活かした、総合的な支援ができる環境づくりを目指します。そのために、地域ケア会議において**事例検討等による事業者等のケアマネジメントの力の向上**を図るとともに、地域の課題を把握・検討し、政策形成に結びつける仕組みづくりを進めます。

区が目指す地域包括ケアシステムは一朝一夕には構築できませんが、団塊の世代が後期高齢者になる2025年(平成37年)も視野に入れ、身近な地区全体で支えあい、助け合う力を創出していきながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

地域包括ケアの地区展開の取組み

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者（以下三者という）を一体整備し、福祉の困りごとなど区民の様々な相談に対応し、適切な支援に結び付けます。

三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組みます。

ひきこもりやニートなど生きづらさを抱えた若者に関する問題など、どこに相談してよいか分からず、潜在化しがちな問題や子育て中の介護の問題などの家庭内の複合した問題にも対応します。

5地区でのモデル事業の実施結果を踏まえ、平成28年7月から全地区で実施しています。

【出典】「平成27年度 地域包括ケアの地区モデル事業報告書 平成28年5月世田谷区」
区内27の全地区にまちづくりセンターが設置されており、「出張所」では地域包括ケアに関する事務は取り扱っていません。

地域包括ケアの地区展開イメージ



(6) サービス等利用計画の必要性や備えるべき特徴、作成のポイント

1 サービス等利用計画の必要性

ニーズに基づいた本人中心の支援を受けられる

障害福祉サービス等の幅広い情報の提供、活用できるサービス等についての懇切丁寧な説明、**望む生活を含む必要なニーズ**のアセスメント、利用計画に沿った複数のサービス等の調整、一体的・総合的なサービス提供などにより、真の障害者のニーズに基づく**本人中心の支援が可能**となります。

チームによる質の高いサービスが提供できる

サービス等利用計画は、**ライフステージを通して切れ目なく支援をつなぐ**ことを可能にします。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域にまたがり、サービスもフォーマル・インフォーマルと多様になっており、これらを適切に調整していくための**各領域の共通言語**であるサービス等利用計画が不可欠です。

サービス等利用計画により、それぞれの領域を超えて**チームアプローチや協働**による支援が可能となります。また、計画に基づく支援は **Plan Do Check Action** という**プロセス**であり、この過程を通して質の高いサービスを提供することができるようになります。

サービス提供（支給決定）の根拠となる

サービス等利用計画案は、障害者の生活実態や望む生活等のニーズを明らかにし、それを実現するためにはこのような種類のこれだけの量のサービスが必要であるということを明らかにするものです。

この意味で、サービス等利用計画案は、支給決定を含むサービス提供の根拠となるもの、サービス等利用計画案によって、**エビデンス（根拠）に基づいた支給決定及びサービス提供**が行われることとなります。特に、フォーマルサービスには公費が支出されていることを考えれば、市町村、都道府県、国にとって、サービス等利用計画は財政支出の根拠となるものです。

地域全体のサービス充実の契機となる

サービス等利用計画の作成及び作成のためのサービス担当者会議を通して、地域の量的に不足しているサービスやそもそも存在していないサービス等についての気づきが生まれます。このような個別のサービスの課題から地域全体のサービスの課題への認識へと発展します。それが、自立支援協議会等で検討され障害者計画等に反映されることにより、地域における障害者サービスの充実に結びついていくものと考えられます。

2 サービス等利用計画の備えるべき特徴

自立を支援する計画であること

サービス等利用計画は障害者等が、地域での自立的な生活を可能とするための計画とすることが求められています。また、障害者等の自立については、自分自身で自分の生活や生き方を決めていくこと（自律）が重要であることから、その意思決定を支援する観点からも計画が作成される必要があります。

総合的な支援を行う計画であること

サービス等利用計画は、本人の希望にそって、相談支援専門員等が本人とともに立案する生活設計であり、多くの領域を含んだトータル（総合的）な計画です。本人の希望を聴き取り、その実現にむけた、さまざまな公的なサービスや社会資源（インフォーマルな支援も含む）が調整されたトータル（総合的）な計画として作成するものです。

将来を見据えた計画であること

計画作成においては、生活の困難さやしづらさに対応することが重要ですが、今は実現していないが将来実現したい生活、あるいは望む生き方に対する将来計画の視点も重要です。その際、障害者自身が社会の一員として積極的に社会の中で役割を果たしていくという社会参加の観点から計画が作成されることが重要です。

ライフステージを通した一貫した支援を行う計画であること

サービス等利用計画は、切れ目なく支援をつなぐためのツールです。そのため、サービス等利用計画の作成にあたっては、当事者の情報を整理した個別支援ファイルの活用やライフステージ移行時のサービス担当者会議の開催等により、関係機関同士の支援のノウハウの円滑な共有・引き継ぎや支援の方向性の統一を図っていくことが求められます。

3 サービス等利用計画作成のポイント

エンパワメントの視点が入っているか

サービス等利用計画等は、従来の医療モデルではなく、利用者の意思決定を尊重した社会・生活モデルに基づき、利用者の思いや希望をもとに、意思を尊重したライフスタイルを支援する計画となるべきです。利用者自身が本来持っている力（ストレングス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作っていく姿勢が反映されるサービス等利用計画等が求められます。サービス等利用計画等の作成にあたっては、常にその計画にエンパワメント（自分の人生の主人公になれるよう力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていく）の観点が入っているか確認することが必要です。

アドボカシーの視点が入っているか

相談支援は、単にサービスを調整するだけでなく、自らの意思を表出していくことに困難を抱える利用者の意思や置かれている立場を代弁するという権利擁護（アドボカシー）の観点に立って、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要です。このような本人の権利を擁護する立場に立って、代弁機能や代理機能を果たしつつサービス等利用計画等を作成するとともに、作成したサービス等利用計画等の中にそのような権利擁護の視点が入っているかを確認する必要があります。

トータルな生活を支援する計画となっているか

サービス等利用計画等の作成にあたっては、必要なサービス単体（公的なサービス等）が記入されているだけでは不十分です。生活に困難を抱えサービスを利用して生活する状況にある利用者の生活全体が考慮されて、望む生活を可能とする支援が網羅され、関わる人たちがそれぞれ役割を果たせるような、利用者の生活をトータル（総合的）に支援する計画となっているかを確認する必要があります。

連携してチームで活用する計画となっているか

サービス等利用計画等は、サービス担当者会議で利用者、サービス提供者、関係機関等が確認した結果をもとに、支援の内容やそれぞれの提供者、**関係機関等の役割を盛り込んだ計画**とします。この計画は、利用者に分かりやすいものであると同時に、支援に関わる提供者や機関等が支援の方向性を共有できるツールともなります。

そのために、サービス等利用計画等の様式を統一するとともに、利用者のニーズや課題をどの機関がどのように支援していくのか、計画に支援の全体像と支援目標、役割分担を明確に記載することが必要です。また、このサービス等利用計画等をもとにサービスが提供されることになった場合、**個別のサービス提供事業者や関係機関等が作成する個別支援計画と整合性**が取れているかを確認する必要があります。

サービス担当者会議が開催されているか

サービス等利用計画等の作成過程におけるインタビュー、アセスメントを通じて利用者のニーズや課題が明らかになった時点で、利用者の理解を得て必要なサービス提供事業者や関係機関等が集まり、**サービス担当者会議**が開催されます。

サービス担当者会議では、相談支援専門員がサービス等利用計画案等を提示し、会議に参加した多様な事業者や関係機関等からなるチームで、当面の課題解決に向けた支援の内容や**それぞれの役割、今後の支援の方向性を確認**します。このような手続を踏んでサービス等利用計画等が作成されているかを確認する必要があります。

ニーズに基づいた計画となっているか

インタビューで把握した**当事者からの情報**に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知るサービス提供事業者や**関係機関等からの情報**を集め、相談支援専門員としてニーズ評価（アセスメント）を行います。

このようなニーズに基づいたサービス等利用計画等になっているかを常に検証することが大切です。また、**利用者自身が気付いていないニーズを発見**して、計画に繋げることも大切です。さらに、地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識したサービス等利用計画等になっているかも確認する必要があります。

中立・公平な計画になっているか

サービス等利用計画等は、地域でサービスを必要とする障害者等にサービスが公平にいきわたる観点から作成される必要があります。また、サービス等利用計画等を作成した相談支援専門員が所属する法人・事業所が提供するサービスだけが盛り込まれた計画になっていないか等、中立・公平な観点から作成されているかをチェックする必要があります。

生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画等作成の目的は、利用者のニーズに基づいて適切なサービスを提供して、望む生活を実現するとともに、質の高いサービスを提供して障害者の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図ることです。そのためには、サービス等利用計画等に基づくサービス提供のプロセスや結果、さらには効果の評価を通して、利用者の生活の質の向上の観点からサービス等利用計画等を確認する必要があります。

平成 23 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業 サービス利用計画の実態と今後あり方に関する研究報告書「サービス等利用計画 作成サポートブック」平成 24 年 3 月 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 を参考としました。

コラム

面接場所の工夫

通所施設に通われている方は、通所先で面談をすることで、本人・家族の考えだけでなく、通所施設職員の意見も合わせて伺うことができます。

しかし、中には通所先に対して様々な意見を持っている方もいますので、初回面談場所の設定の際には本人、家族に確認し場所を設定します。モニタリングでも同様に場所の設定について検討します。